

申請者:平野 創

論文題目: 投資調整による設備過剰の発生:石油化学工業の史的考察を通じて

審査員 加藤俊彦
島本 実
花枝英樹

本論文は、1960年代から70年代を中心とする日本の石油化学産業において、当時の通商産業省が主導した設備投資調整によって、その当初の意図とは逆に、過剰な設備能力が産業全体で出現するに至った過程を、「石油化学協調懇談会会議資料」をはじめとする1次資料に基づいて、考察したものである。

筆者が丹念な作業を通じて解明した重要な事実は、次の2点である。一つは、いわゆる30万トン基準が制定された時点で、その基盤となる需要予測の基準年がそれまでの2年後から4年後に、技術上の合理的な根拠がなく設定され、過剰設備の下地が形成された点である。第2に、30万トン基準による設備投資抑制が公式的には撤廃された以降も、事実上、同様のスキームに則って設備投資が継続された点である。

これらの事実から明らかになるのは、政府機関が主導する設備投資調整が、これまで想定されてきたほどには、参加企業の行動を一方的に規定するものではなかった点である。30万トン基準は通産省主導で決定されたものの、基準年の設定にあたっては、必ずしも客観的な基準に基づいたものではなく、個別企業、とりわけ有力企業の意図が反映されていた。また、第1次石油危機以降となる、30万トン基準が公式的に撤廃された後の企業行動に関しても、需給状況に対する弾力的な対応がなされたわけではなく、個別企業の利害に沿う形で、それ以前からの輪番投資の枠組に従って設備が増強されている。

以上の点に基づいて、日本の石油化学産業において実施された設備投資調整には、過剰能力を発生させるメカニズムが、その枠組み自体に内包されていたと筆者は指摘する。通産省が主導する投資調整の枠組みによって、先行する有力企業のみならず、相対的に規模が小さい後発企業に対してもエチレンセンターへの参入に正当性が付与されていた。つまり、規模を問わずすべての投資主体が保護されており、需要が停滞したとたんに過剰な設備能力が生じる状況が、投資調整の枠組みによって作り出されていたのである。

本論文で特に評価できる点は、以下の3点である。第1に、過当競争を防ぐことを目的の一つとする投資調整が逆に過剰供給を最終的に生み出すという逆説的な現象に関して、新たな視点から議論を展開している点である。第2に、「石油化学協調懇談会会議資料」をはじめとする1次資料を丹念に当たり、事実関係を丁寧に考察している点である。第3に、とりわけ既存の歴史研究において考察されてこなかった30万トン基準撤廃以降の状況にも光を当て、基準撤廃以降にも設備が増強されていくという一見不可解な現象を指摘した上で、その原因を調整方法にビルトインされた過剰能力発生メカニズムのレベルから明らかにした点である。

他方、本論文に残された課題としては、大きくは2点ある。一つは、過剰投資を発生させるメカニズムについて、さらなる理論的・概念的展開が望まれる点である。もう一つは、資料から構成される事実関係について、とりわけ質的な側面で検討の余地が残されている点である。しかしながら、これらの点は本論文の意義を損なうものではなく、逆に筆者が扱っている問題が今後深耕できる可能性を示唆するものである。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。